

市 会 議 案

令和6年2月定例会（令和6年2月20日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和6年第43号議案	名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について……	1頁
令和6年第44号議案	名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の廃 止について……	3頁
令和6年第45号議案	名古屋市保護施設条例の一部改正について……	5頁
令和6年第46号議案	名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の 定期的な報告に関する条例の一部改正について……	7頁
令和6年第47号議案	名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の廃止について……	9頁
令和6年第48号議案	名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部改正につい て……	13頁
令和6年第49号議案	名古屋市上下水道事業審議会条例の制定について……	15頁
令和6年第50号議案	名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正につ いて……	19頁
令和6年第51号議案	名古屋市水道給水条例の一部改正について……	21頁
令和6年第52号議案	名古屋市営路外駐車場条例の一部改正について……	25頁
令和6年第53号議案	火災予防条例の一部改正について……	27頁
令和6年第61号議案	契約の締結について……	33頁
令和6年第62号議案	契約の締結について……	35頁
令和6年第63号議案	契約の締結について……	37頁
令和6年第64号議案	契約の締結について……	39頁
令和6年第65号議案	契約の締結について……	41頁
令和6年第66号議案	契約の締結について……	43頁
令和6年第67号議案	契約の締結について……	45頁
令和6年第68号議案	契約の締結について……	47頁
令和6年第69号議案	契約の締結について……	49頁

令和6年第70号議案	契約の締結について……………	51頁
令和6年第71号議案	契約の締結について……………	53頁
令和6年第72号議案	契約の締結について……………	55頁
令和6年第73号議案	契約の一部変更について……………	57頁
令和6年第74号議案	契約の一部変更について……………	59頁
令和6年第75号議案	財産の取得について……………	61頁
令和6年第76号議案	損害賠償の額の決定について……………	63頁
令和6年第77号議案	町の区域の設定及び変更について……………	65頁
令和6年第78号議案	町及び字の区域の変更について……………	71頁
令和6年第79号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	75頁

令和 6 年第43号議案

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部改正について

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例（平成28年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

特定非営利活動法人花・花	名古屋市千種区内山三丁目 9 番 1 号 ザ・エステートパレス 102 号室	を
--------------	---	---

特定非営利活動法人花・花	名古屋市千種区内山三丁目9番1号 ザ・エステートパレス102号室
特定非営利活動法人すけっとファミリー	名古屋市瑞穂区弥富通3丁目45番地
特定非営利活動法人成年後見もやい	名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号 もやいビル

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める必要があるによる。

令和6年第44号議案

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の廃止について

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する条例

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例（令和2年名古屋市条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金を処分する必要があるによる。

令和 6年第45号議案

名古屋市保護施設条例の一部改正について

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6年 2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

救護施設 更生施設	名古屋市植田寮	天白区植田山二丁目 101番地
更生施設	名古屋市笹島寮	中村区名駅南二丁目 9番22号
救護施設	名古屋市厚生院	名東区勢子坊二丁目1501番地

を

「

救護施設	名古屋市植田寮	天白区植田山二丁目 101番地
更生施設	名古屋市笹島寮	中村区名駅南二丁目 9番22号

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の名古屋市植田寮更生施設及び名古屋市厚生院救護施設の利用に係るこの条例による改正前の名古屋市保護施設条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市植田寮（更生施設）及び名古屋市厚生院（救護施設）を廃止する必要があるによる。

令和 6年第46号議案

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部改正について

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6年 2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例（平成18年名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改め、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例 (抜すい)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号。以下「法」という。) 第38条の ~~2~~^{第 2 項}_{第 3 項}の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(症状等の報告)

第 2 条 法第38条の ~~2~~^{第 2 項}_{第 3 項}に規定する精神科病院の管理者は、毎年 1回、規則で定めるところにより、同項に規定する任意入院者 (次項において同じ。) の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。) 第20条の 5に規定する事項を、保健所長を経て市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、精神科病院の管理者は、任意入院者が省令第20条の 4第 2号に規定する要件を満たすときは、法第20条に規定する入院のあった日の属する月の翌月から起算して第 6月目に当たる月においても、同項_{前項}の報告を行わなければならない。

令和 6年第47号議案

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の廃止について

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6年 2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例を廃止する条例

名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成24年名古屋市条例第77号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 6年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に作成された指定介護療養型医療施設の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する記録の保存については、なお健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第36条第 2項（同省令第50条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例による。この場合において、同省令第36条第 2項中「 2

年間」とあるのは、「2年間（第2号に掲げる記録にあっては、5年間）」と読み替えるものとする。

（理由）

この案を提出したのは、介護療養型医療施設に係る経過措置の有効期間の満了に伴い、名古屋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）抜すい

(記録の整備)

第36条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第10条第 2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第14条第 5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第21条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第32条第 2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第34条第 3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第 6条から第10条まで、第13条、第15条から第17条まで、第21条から第23条の 2まで及び第27条から第36条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第 6条第 1項中「第24条に規定する運営規程」とあるのは「第47条に規定する重要事項に関する規程」と、第23条第 2項中「この章」とあるのは「第 5章第 3節」と、第36条第 2項第 2号中「第10条第 2項」とあるのは「第50条において準用する第10条第 2項」と、第23条の 2中「第15条」とあるのは「第50条において準用す

る第15条」と、第36条第2項第4号中「第21条」とあるのは「第50条において準用する第21条」と、第23条の2第3号及び第36条第2項第5号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第23条の2第4号及び第36条第2項第6号中「第34条第2項」とあるのは「第50条において準用する第34条第2項」と、第36条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第43条第7項」と読み替えるものとする。

令和6年第48号議案

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市交通事業の設置等に関する条例 (抜すい)

(賠償責任の免除)

第 6 条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243
第 243

条の2の8
条の2の2 第 8 項の規定により、第 1 条の事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和6年第49号議案

名古屋市上下水道事業審議会条例の制定について

名古屋市上下水道事業審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 本市に水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、名古屋市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

- (1) 水道事業の運営に関すること。
- (2) 工業用水道事業の運営に関すること。
- (3) 下水道事業の運営に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者その他管理者が必要と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者その他管理者が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して管理者が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、上下水道局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の運営に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市上下水道事業審議会を設置する必要があるによる。

令和6年第50号議案

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例 (抜すい)

(賠償責任の免除)

第 6 条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243
第 243

条の2の8
条の2の2 第 8 項の規定により、第 1 条の事業の業務に従事する職員の賠償
責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任
に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和6年第51号議案

名古屋市水道給水条例の一部改正について

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、水道法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市水道給水条例 (抜すい)

第4条 給水装置工事又は給水装置の修繕 (法第16条の2第3項^{ただし書} 国
厚
土交通省令
生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。) を施行しよ
うとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければなら
ない。

(第2項 略)

(参考 2)

参 照 条 文

水道法（昭和32年法律第177号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（給水装置工事）

第16条の2 （略）

2 （略）

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

令和6年第52号議案

名古屋市営路外駐車場条例の一部改正について

名古屋市営路外駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市営路外駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、通用時間に相当する料金からその2割以内の額を割り引くことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、市営路外駐車場の使用料に関し、必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}\right)$

名古屋市営路外駐車場条例（抜すい）

（使用料）

第 3 条 （略）

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \end{array} \right\}$ （略）

4 市長は、特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、通用時間

に相当する料金からその 2 割以内の額を割り引くことができる。

$\left. \begin{array}{l} \frac{5}{4} \\ \frac{6}{5} \end{array} \right\}$ （略）

令和 6年第53号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6年 2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第46条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2号ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部（建築基準法第 2条第 9号の 2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第49条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号及び同条第 3項第 1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第52条第 1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、消防用設備等の技術上の基準について、必要な事項を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

火災予防条例 (抜すい)

(屋内消火栓設備)

第46条 令第11条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる建築物の5階以上の階で、床面積が100平方メートル以上のもの。ただし、特定主要構造部 (建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。) を耐火構造とし、5階以上の部分の床面積の合計が100平方メートル未満ごとに、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

2 前項第1号の延べ面積の数値は、特定主要構造部を耐火構造としている防火対象物であって、壁及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下本節において同じ。)の仕上げを難燃材料としたものにあつてはその数値の3倍、その他のものにあつてはその数値の2倍とし、建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物は、その数値の2倍とする。

3 }
4 } (略)

(自動火災報知設備)

第49条 令第21条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる防火対象物又

はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第 1 (16) 項口に掲げる防火対象物 (特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。) のうち、同表 (12) 項から (14) 項までに掲げるいずれかの用途に供する部分の上階を、同表 (5) 項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの

(2) (略)

2 (略)

3 令第 21 条第 1 項第 3 号の規定により自動火災報知設備を設けなければならない防火対象物のうち、次に掲げるものについては、規則第 23 条第 4 項第 1 号へに掲げる部分にも、感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

(1) 令別表第 1 (12) 項から (14) 項までに掲げるいずれかの用途に供する部分の上階を、同表 (5) 項口に掲げる用途に供するもの (特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)

(2) (略)

(避難器具)

第 52 条 令第 25 条第 1 項に定めるもののほか、令別表第 1 (5) 項に掲げる防火対象物 (特定主要構造部を耐火構造とした建築物を除く。) の 2 階以上の階 (避難階を除く。) のうち、当該階 (当該階に規則第 4 条の 2 の 2 で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分) から避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階には、令第 25 条第 2 項において適応するものとされる避難器具を設けなければならない。

2 } (略)
3 }

(参考 2)

参 照 条 文

建築基準法（昭和25年法律第 201号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

(用語の定義)

第 2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) } (略)
- ↳
- (9) }

(9) の 2 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部 のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。） が (1)

又は (2) のいずれかに該当すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の 特定 主要構造部にあつては、(i) に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

- (i) } (略)
- (ii) }

ロ (略)

- (9) の 3 } (略)
- ↳
- (35) }

令和6年第61号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 戸田公営住宅新築工事の請負（1次） |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中川区戸田明正三丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造10階建1棟・その他
60戸
延面積 4,587.15平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,286,417,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏木博喜 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和8年6月19日 |

（理由）

この案を提出したのは、戸田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和6年第62号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 戸田公営住宅新築工事の請負（2次） |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中川区戸田明正三丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造8階建1棟・その他
56戸
延面積 4,348.04平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,245,488,200円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中川区小碓通2丁目25番地
株式会社伊藤工務店
取締役社長 伊藤 徳宏 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和8年6月19日 |

（理由）

この案を提出したのは、戸田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和6年第63号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 東山動植物園ユキヒョウ獣舎等新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市千種区田代町字瓶杵地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造2階建1棟・その他
延面積 568.66平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 698,390,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区則武一丁目15番7号
ジェイアール東海建設株式会社
代表取締役社長 本 田 敦 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和8年3月13日 |

(理 由)

この案を提出したのは、東山動植物園ユキヒョウ獣舎等の新築工事を施行する必要があるによる。

令和6年第64号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 瑞穂公園ラグビー場改修工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市瑞穂区山下通5丁目地内 |
| 3 契約の内容 | スタンド改修工事1式・その他 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 2,300,980,000円 |
| 6 契約の相手方 | 徳倉・石田特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦三丁目13番5号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳倉 克己
名古屋市千種区今池一丁目5番11号
株式会社石田組
代表取締役 石田 侑嗣 |
| 7 完成予定期日 | 令和7年10月15日 |

(理由)

この案を提出したのは、瑞穂公園ラグビー場の改修工事を施行する必要があるによる。

令和6年第65号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 瑞穂公園ラグビー場電気設備改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市瑞穂区山下通5丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 電気設備改修工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 823,460,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | アイワ・名鉄E I 特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中村区太閤一丁目5番13号
アイワ電設開発株式会社
代表取締役 原 修 次
名古屋市熱田区神宮四丁目3番36号
名鉄E Iエンジニア株式会社
取締役社長 安 藤 慎 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年10月15日 |

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂公園ラグビー場の電気設備改修工事を施行する必要があるによる。

令和6年第66号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 港サッカー場改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市港区野跡四丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | スタンド改修工事1式・その他 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,729,200,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名工・鈴中特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
名工建設株式会社
代表取締役社長 松野篤二
名古屋市中区丸の内一丁目9番7号
鈴中工業株式会社
代表取締役 鈴木康仁 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年10月31日 |

(理由)

この案を提出したのは、港サッカー場の改修工事を施行する必要があるによる。

令和6年第67号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 港サッカー場電気設備改修工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市港区野跡四丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 電気設備改修工事1式 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 673,200,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中区栄三丁目14番22号
中央電気工事株式会社
代表取締役社長 加藤大策 |
| 7 完成予定期日 | 令和7年10月31日 |

(理由)

この案を提出したのは、港サッカー場の電気設備改修工事を施行する必要があるによる。

令和6年第68号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール等改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 内装改修工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,608,477,200円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市東区泉一丁目2番3号
佐藤工業株式会社名古屋支店
執行役員支店長 増井 義人 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年5月30日 |

(理由)

この案を提出したのは、総合体育館レインボーホール等の改修工事を施行する必要があるによる。

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール等電気設備改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 電気設備改修工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,721,500,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 白川・東和特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市昭和区白金三丁目21番5号
白川電気土木株式会社
取締役社長 坂本英雄
名古屋市中村区千成通1丁目22番地
東和電気工事株式会社
取締役社長 吉永栄一 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年5月30日 |

(理由)

この案を提出したのは、総合体育館レインボーホール等の電気設備改修工事を施行する必要があるによる。

令和6年第70号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール舞台照明設備改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 舞台照明設備改修工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,069,200,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市昭和区白金三丁目21番5号
白川電気土木株式会社
取締役社長 坂本 英雄 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年5月30日 |

(理由)

この案を提出したのは、総合体育館レインボーホールの舞台照明設備改修工事を施行する必要があるによる。

令和6年第71号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール等空気調和設備改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 空気調和設備改修工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,699,500,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 川崎・シブヤ・藤間特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区大須一丁目6番47号
川崎設備工業株式会社
代表取締役 廣江 勝志
名古屋市中区大須一丁目22番51号
シブヤパイピング工業株式会社
代表取締役社長 澁谷 貴之
名古屋市西区幅下一丁目10番30号
藤間工業株式会社
代表取締役 藤間 鋼太郎 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年5月30日 |

(理由)

この案を提出したのは、総合体育館レインボーホール等の空気調和設備改修工事を施行する必要があるによる。

令和 6年第72号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 6年 2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 八事斎場改築工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市天白区天白町地内
- 3 契約の内容 八事斎場再整備
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 19,470,000,000円
- 6 契約の相手方 八事斎場共同企業体
 代表者 名古屋市中区錦二丁目19番 1号
 株式会社鴻池組名古屋支店
 常務執行役員支店長 安居 院 徳 重
 名古屋市中区錦三丁目 6番29号
 株式会社山下設計中部支社
 専務執行役員支社長 和 田 直
 富山市奥田新町12番 3号
 株式会社宮本工業所
 代表取締役 宮 本 芳 樹
- 7 完成予定期日 令和10年 9月30日

(理 由)

この案を提出したのは、八事斎場の改築工事を施行する必要があるによる。

令和6年第73号議案

る。

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる整備等事業契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

整備等事業契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
名古屋市瑞穂公園陸上競技場等の整備等事業契約 〔令和3年7月6日議決〕 〔令和3年第95号〕	契約金額	54,621,125,015円	58,534,590,059円

(理由)

この案を提出したのは、整備等事業契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和6年第74号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

工事請負契約名	変更部分		
	項目	変更前	変更後
愛岐処分場浸出水処理設備工事の請負契約 〔令和2年9月30日議決 令和2年第124号（令 和4年5月26日専決処 分により契約金額を変 更、令和4年9月28日 議決令和4年第98号に より契約金額及び完成 予定期日を変更並びに 令和5年10月17日専決 処分により契約金額を 変更）〕	契約 金額	1,882,808,617円	1,977,292,300円

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和6年第75号議案

財産の取得について

名古屋駅駅前広場用として、下記のとおり、工作物を買入れるものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

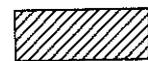
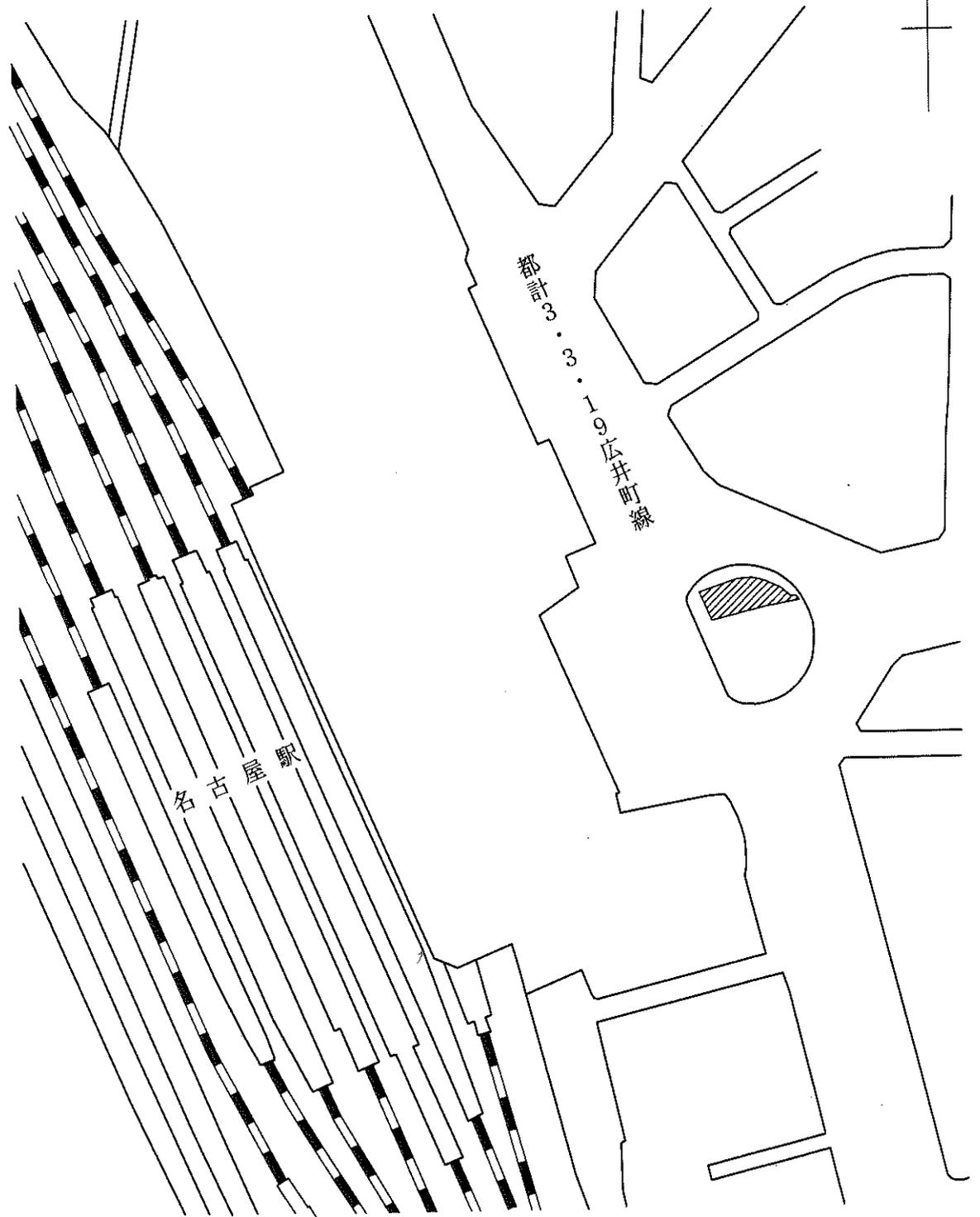
記

- 1 財産の表示 工作物（吹抜広場）
名古屋市中村区名駅一丁目3番、4番及び5番並びに名
駅四丁目20番所在
鉄筋コンクリート造地下2階建
延面積 432.65平方メートル
- 2 買入金額 232,810,479円
- 3 買入れの相手方 名古屋市中村区名駅四丁目5番26号
株式会社ユニモール
代表取締役 古橋 明

（理由）

この案を提出したのは、名古屋駅駅前広場用として工作物を取得する必要があるによる。

(参考)



買入予定工作物

令和6年第76号議案

損害賠償の額の決定について

令和5年8月6日、名古屋市中区二の丸地内の名城公園において、樹木の枝が折れて落下した事件に関し、被害者に対する損害賠償の額を別表のとおりとするものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

令和5年8月6日午後7時頃、名古屋市中区二の丸地内の名城公園において、樹木の枝が折れて落下し、駐車中の乗用自動車に当たり、当該乗用自動車が破損したものである。

別表

賠償の相手方	損害賠償の額	
	項目	金額
名古屋市中川区新家二丁目601番地 豊田 宗隆	修繕費	1,763,553円
	代車費	1,399,200円
	計	3,162,753円
岐阜市中屋東101番地 2 山口 真史	修繕費	1,668,590円
	代車費	268,601円
	計	1,937,191円

令和6年第77号議案

町の区域の設定及び変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町の区域の設定及び変更を行うものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 区域を設定する町の名称及びその区域

名称 あかほし一丁目、あかほし二丁目、あかほし三丁目、せんのんじ一丁目、せんのんじ二丁目、
せんのんじ三丁目、せんのんじ四丁目及びせんのんじ五丁目

区域 別図第2のとおり

2 区域を変更する町の名称及びその区域

名称 七反田町

区域 別図第2のとおり

(理由)

この案を提出したのは、この区域が旧字名のまま残っているため、居住者の日常生活上及び行政上の支障があるので、町の区域の設定及び変更を行う必要があるによる。

令和6年第78号議案

町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、町及び字の区域の変更を行うものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

区域を変更する町及び字の名称及びその区域

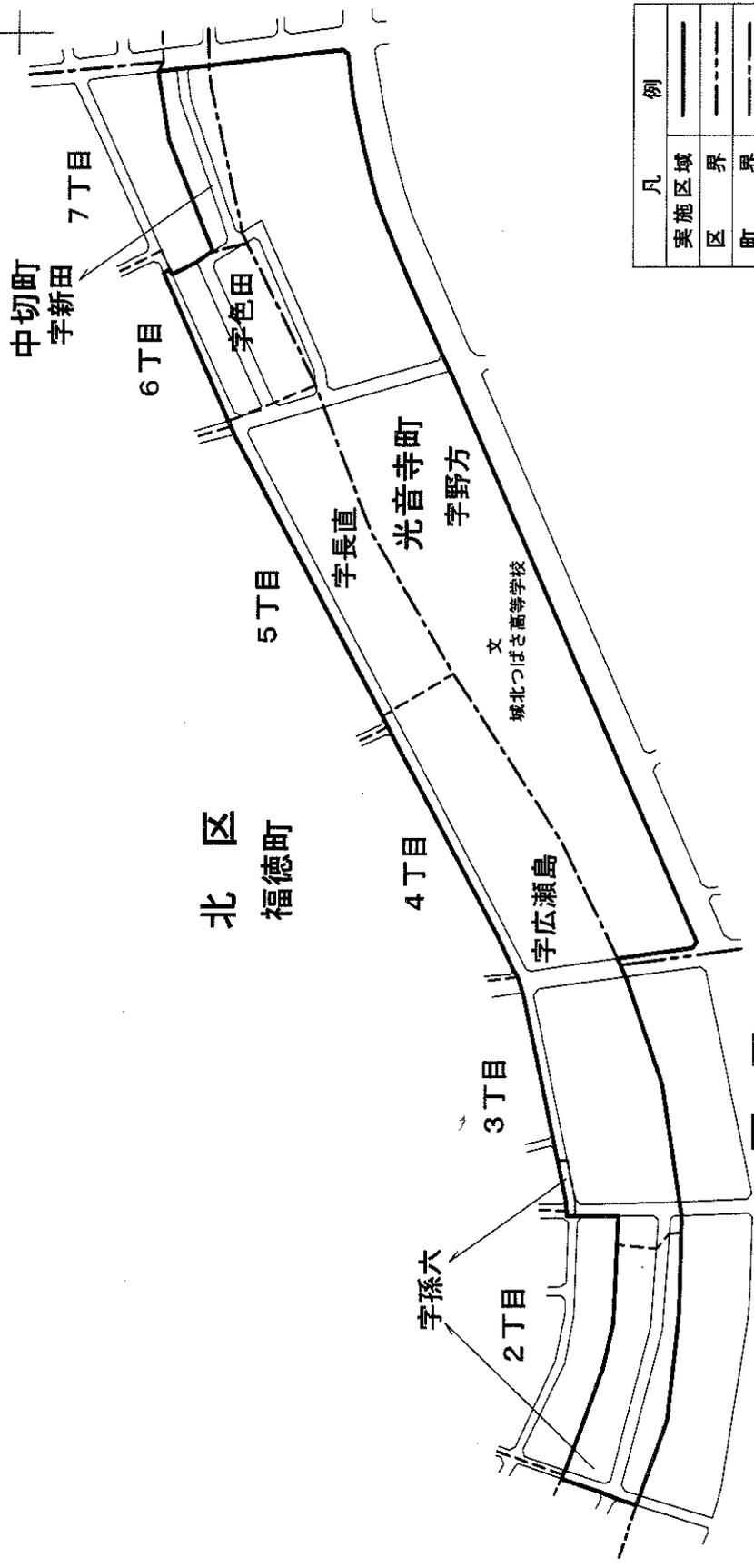
名称 福德町2丁目、3丁目、5丁目、6丁目及び7丁目

区域 別図第2のとおり

（理由）

この案を提出したのは、この区域が旧字名のまま残っているため、居住者の日常生活上及び行政上の支障があるので、町及び字の区域の変更を行う必要があるによる。

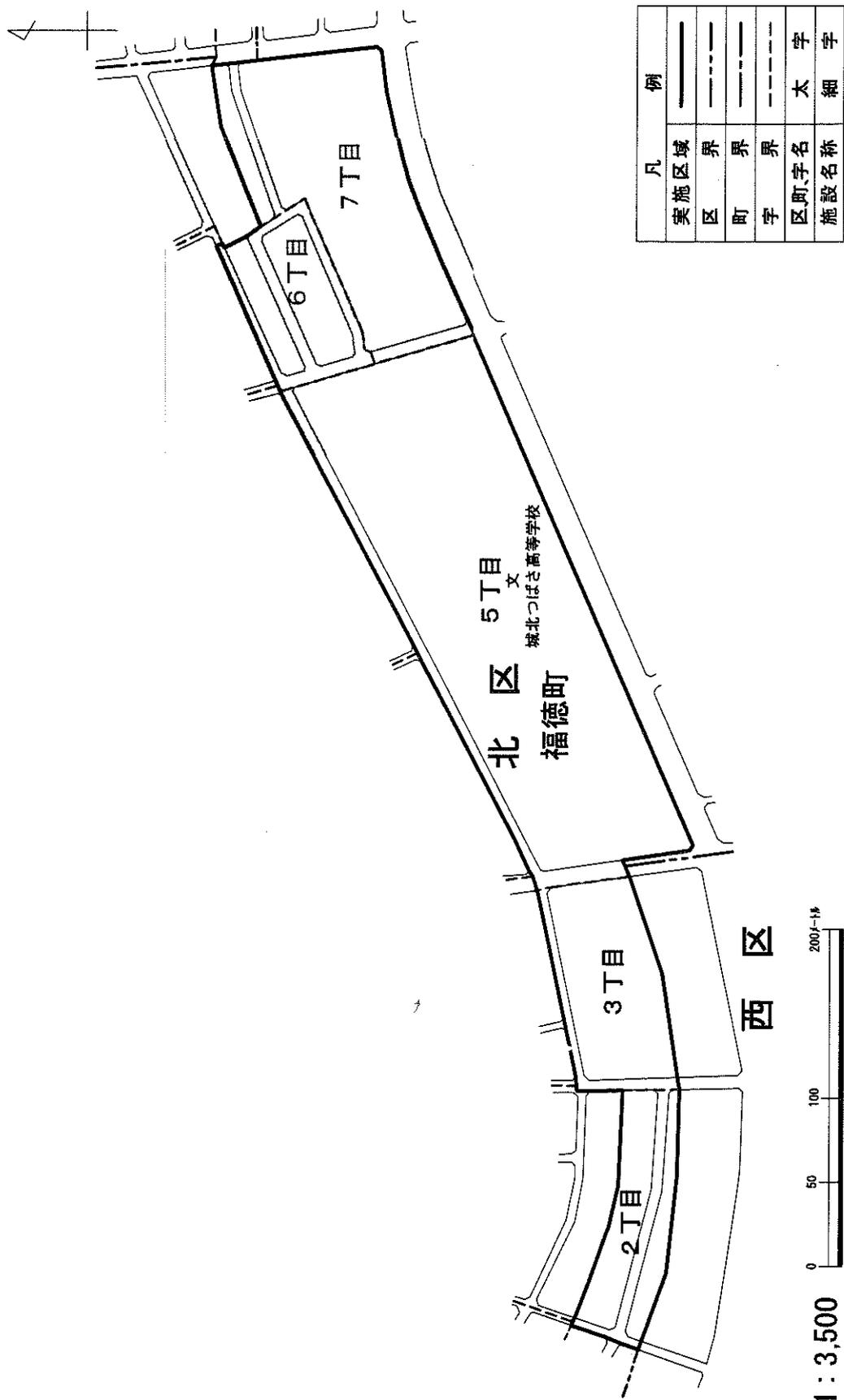
別図第1



凡 例	
実施区域	——
区界	——
町界	——
字界	——
区、町、字名	——
施設名称	太 字
	細 字



別図第2



令和6年第79号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河村 たかし

認定する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	千音寺第61号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2214番地先	第1 附図
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2204番地先	
2	千音寺第62号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2215番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2230番地先	
3	千音寺第63号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2172番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2130番地先	
4	千音寺第64号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2213番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2003番地先	

5	千音寺第65号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2110番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 無田居1880番地先	
6	千音寺第66号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2082番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛1948番地先	
7	千音寺第67号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木684番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2083番地先	
8	千音寺第68号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上之坪513番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木609番地先	
9	千音寺第69号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔686番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木683番地先	
10	千音寺第70号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔686番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔757番の2地先	
11	千音寺第71号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔687番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木676番地先	

12	千音寺第72号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔724番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔687番地先	
13	千音寺第73号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔767番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔745番地先	
14	千音寺第74号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木662番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木669番地先	
15	千音寺第75号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔718番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木662番の1地先	
16	千音寺第76号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔762番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔715番地先	
17	千音寺第77号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木641番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木588番地先	
18	千音寺第78号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔758番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔709番地先	

19	千音寺第79号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 下前田畔1106番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔704番地先	
20	千音寺第80号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木634番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木621番地先	
21	千音寺第81号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 下前田畔1157番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木640番地先	
22	千音寺第82号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 下前田畔1103番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 下前田畔1157番地先	
23	千音寺第83号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 下前田畔1106番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 中狭間1215番地先	
24	千音寺第84号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔733番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔710番地先	
25	千音寺第85号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上前田畔703番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 下前田畔1163番地先	

26	千音寺第86号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上之坪516番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木659番地先	
27	千音寺第87号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木657番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 中狭間1268番地先	
28	千音寺第88号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 猪ノ木591番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 中狭間1265番地先	
29	千音寺第89号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 中狭間1264番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 中狭間1218番地先	
30	千音寺第90号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2211番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2041番地先	
31	千音寺第91号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2215番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2195番地先	
32	千音寺第92号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 一本松2230番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 平毛2035番地先	

33	千音寺第93号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字一本松2246番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字平毛2011番地先	
34	千音寺第94号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1816番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字中地1727番の3地先	
35	千音寺第95号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字無田居1880番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1820番の1地先	
1	東茶屋線第1号	名古屋市港区東茶屋一丁目646番地先	第2 附図
		名古屋市港区東茶屋二丁目426番地先	
2	茶屋新田第38号線	名古屋市港区東茶屋一丁目719番地先	"
		名古屋市港区東茶屋一丁目655番地先	
3	茶屋新田第39号線	名古屋市港区東茶屋一丁目709番地先	"
		名古屋市港区東茶屋一丁目703番地先	
4	茶屋新田第40号線	名古屋市港区東茶屋一丁目721番地先	"
		名古屋市港区東茶屋一丁目719番地先	

5	茶屋新田第41号線	名古屋市港区東茶屋一丁目718番地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目258番地先	
6	茶屋新田第42号線	名古屋市港区東茶屋一丁目712番地先	"
		名古屋市港区東茶屋一丁目697番地先	
7	茶屋新田第43号線	名古屋市港区東茶屋二丁目254番の1地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目249番の2地先	
8	茶屋新田第44号線	名古屋市港区東茶屋二丁目262番地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目261番の1地先	
9	茶屋新田第45号線	名古屋市港区東茶屋二丁目279番の1地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目284番地先	
10	茶屋新田第46号線	名古屋市港区東茶屋二丁目268番地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目270番の2地先	
11	茶屋新田第47号線	名古屋市港区東茶屋二丁目270番の3地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目273番の2地先	

12	茶屋新田第48号線	名古屋市港区東茶屋二丁目276番の 2地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目285番地 先	
13	茶屋新田第49号線	名古屋市港区東茶屋二丁目287番の 1地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目290番地 先	
14	茶屋新田第50号線	名古屋市港区東茶屋二丁目335番地 先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目350番地 先	
15	茶屋新田第51号線	名古屋市港区東茶屋二丁目400番の 1地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目387番地 先	
16	茶屋新田第52号線	名古屋市港区東茶屋二丁目402番地 先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目401番の 1地先	
17	茶屋新田第53号線	名古屋市港区東茶屋二丁目408番地 先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目417番の 1地先	
18	南秋葉線第2号	名古屋市港区東茶屋二丁目407番地 先	"
		名古屋市港区東茶屋三丁目200番の 1地先	

19	茶屋新田第54号線	名古屋市港区東茶屋三丁目82番地先	"
		名古屋市港区東茶屋三丁目83番地先	
20	茶屋新田第55号線	名古屋市港区東茶屋三丁目113番の1地先	"
		名古屋市港区東茶屋三丁目100番地先	
21	茶屋新田第56号線	名古屋市港区東茶屋四丁目46番地先	"
		名古屋市港区東茶屋四丁目39番の4地先	
22	茶屋新田第57号線	名古屋市港区東茶屋四丁目52番地先	"
		名古屋市港区東茶屋四丁目38番地先	
23	茶屋新田第58号線	名古屋市港区西茶屋三丁目80番の1地先	"
		名古屋市港区西茶屋三丁目80番の3地先	
24	西茶屋線第2号	名古屋市港区西茶屋二丁目23番地先	"
		名古屋市港区西茶屋二丁目171番の1地先	
25	茶屋新田第59号線	名古屋市港区西茶屋三丁目68番地先	"
		名古屋市港区西茶屋三丁目68番地先	

26	茶屋新田第60号線	名古屋市港区西茶屋三丁目58番の1地先	”
		名古屋市港区西茶屋三丁目58番の1地先	
27	茶屋新田第61号線	名古屋市港区東茶屋一丁目650番の1地先	”
		名古屋市港区東茶屋二丁目338番の2地先	
28	茶屋新田第62号線	名古屋市港区東茶屋三丁目32番地先	”
		名古屋市港区東茶屋三丁目40番地先	
29	茶屋新田第63号線	名古屋市港区東茶屋三丁目77番地先	”
		名古屋市港区東茶屋三丁目143番地先	
30	茶屋新田第64号線	名古屋市港区東茶屋二丁目401番の1地先	”
		名古屋市港区東茶屋二丁目407番地先	
31	茶屋新田第65号線	名古屋市港区東茶屋一丁目658番地先	”
		名古屋市港区東茶屋二丁目341番地先	
32	茶屋新田第66号線	名古屋市港区東茶屋二丁目254番の1地先	”
		名古屋市港区東茶屋二丁目279番の1地先	

33	茶屋新田第67号線	名古屋市港区東茶屋一丁目664番の1地先	"
		名古屋市港区東茶屋一丁目703番地先	
34	茶屋新田第68号線	名古屋市港区東茶屋四丁目54番地先	"
		名古屋市港区東茶屋四丁目52番地先	
35	茶屋新田第69号線	名古屋市港区東茶屋二丁目382番の1地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目422番地先	
36	茶屋新田第70号線	名古屋市港区東茶屋二丁目245番地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目346番の2地先	
1	東味鏡二丁目第5号線	名古屋市北区東味鏡二丁目2201番の2地先	第3 附図
		名古屋市北区東味鏡二丁目17番地先	
1	諸の木二丁目第2号線	名古屋市緑区諸の木二丁目3201番の54地先	第4 附図
		名古屋市緑区諸の木二丁目3201番の33地先	

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	万場藤前線第2号	名古屋市港区東茶屋一丁目246番の 54地先	第8
		名古屋市港区東茶屋一丁目389番の 1地先	附図

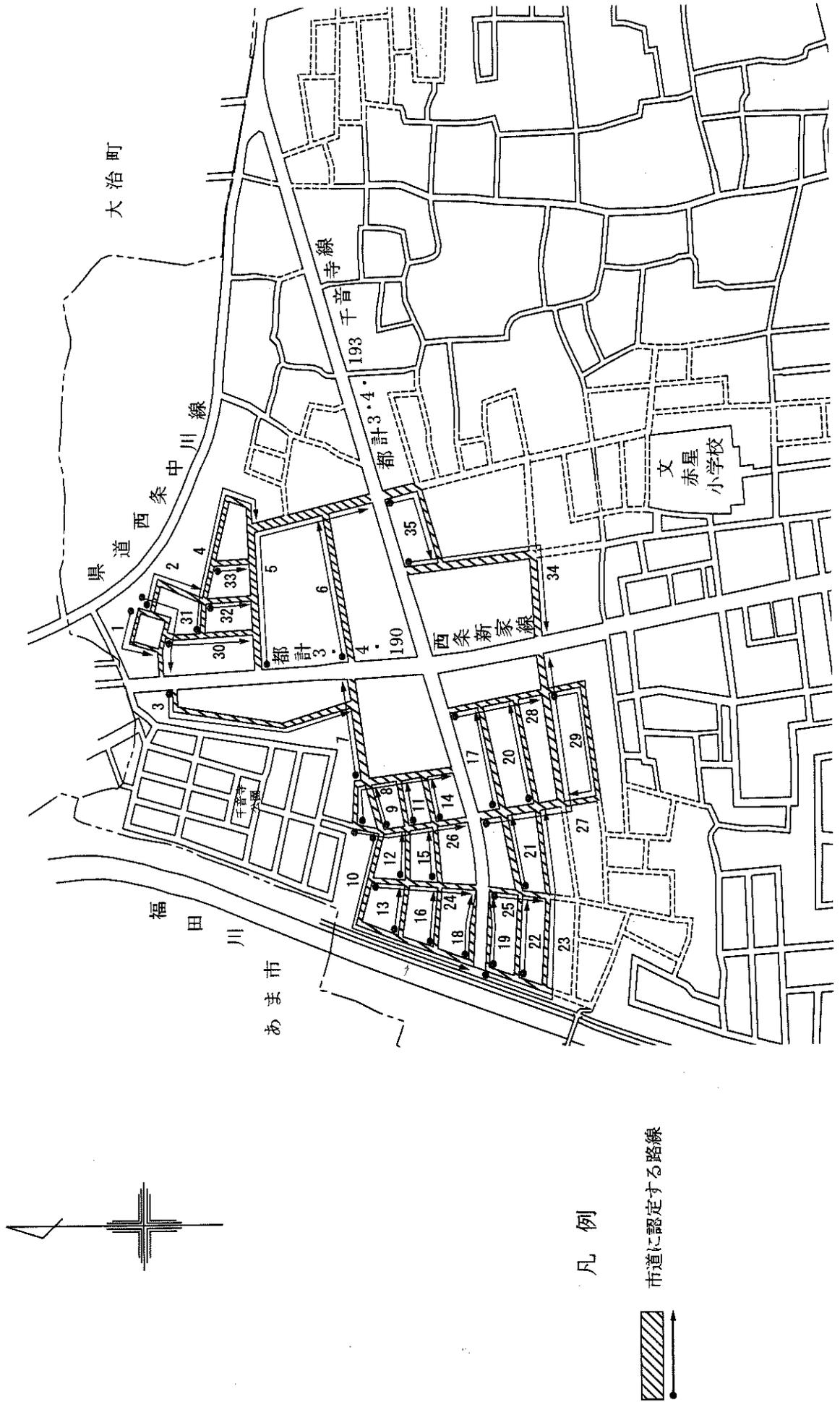
廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	前新田横14号線	名古屋市港区善進町8丁目25番の1 地先	第5
		名古屋市港区善進町8丁目3番地先	附図
2	前新田縦2号線	名古屋市港区善進町8丁目29番の5 地先	"
		名古屋市港区善進町8丁目29番の5 地先	
1	幸心屋敷4号線	名古屋市守山区幸心二丁目255番地 先	第6
		名古屋市守山区幸心二丁目274番地 先	附図
1	耕地整理2号線支線第 1号	名古屋市緑区大高町字鶴田20番の4 地先	第7
		名古屋市緑区大高町字鶴田17番の2 地先	附図

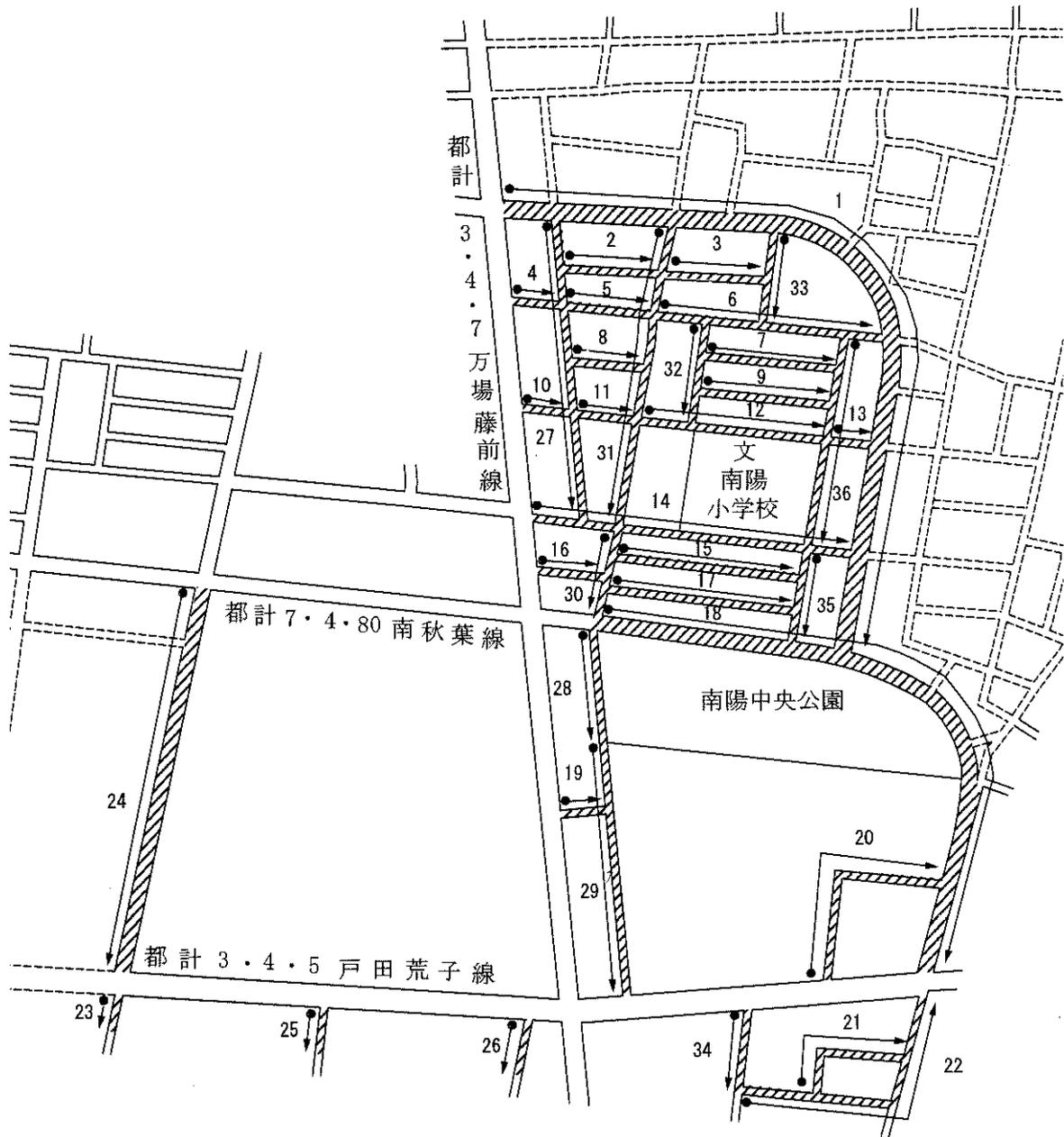
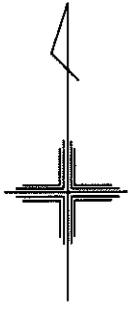
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

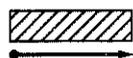
第1附图



第 2 附図



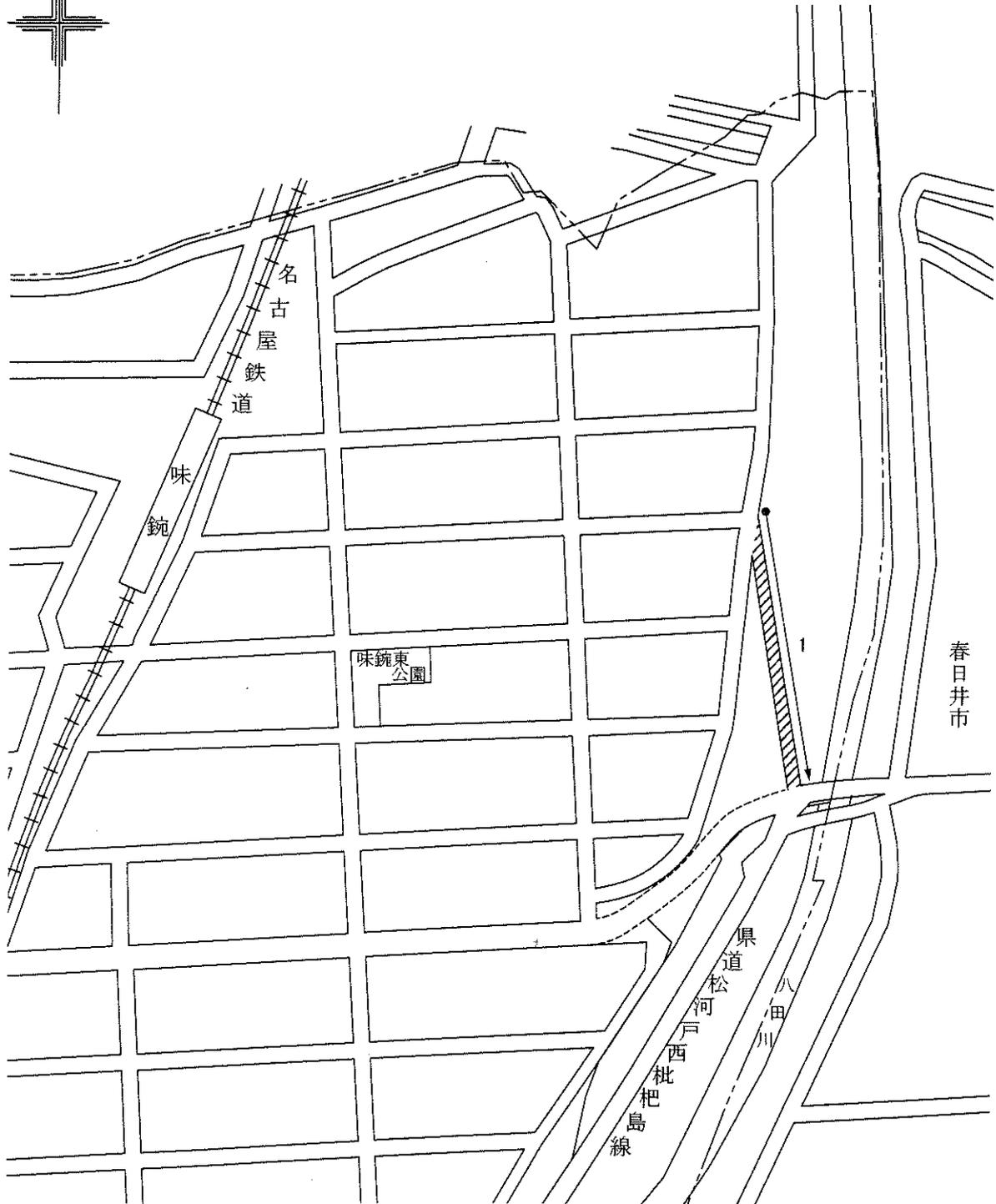
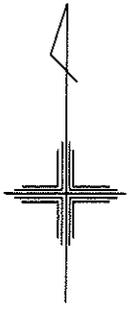
凡 例



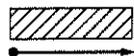
市道に認定する路線



第3附図

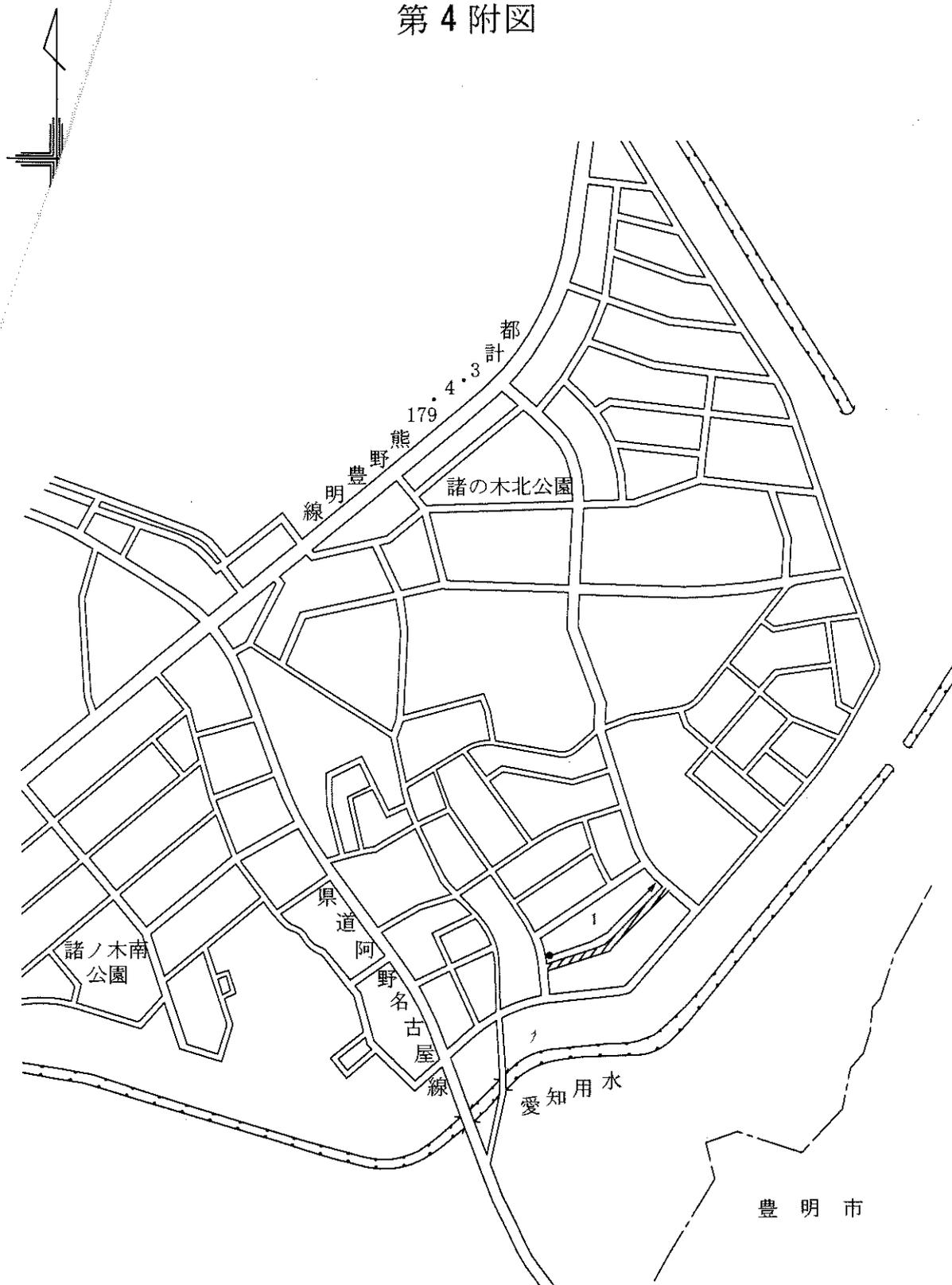


凡例



市道に認定する路線

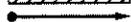
第4附図



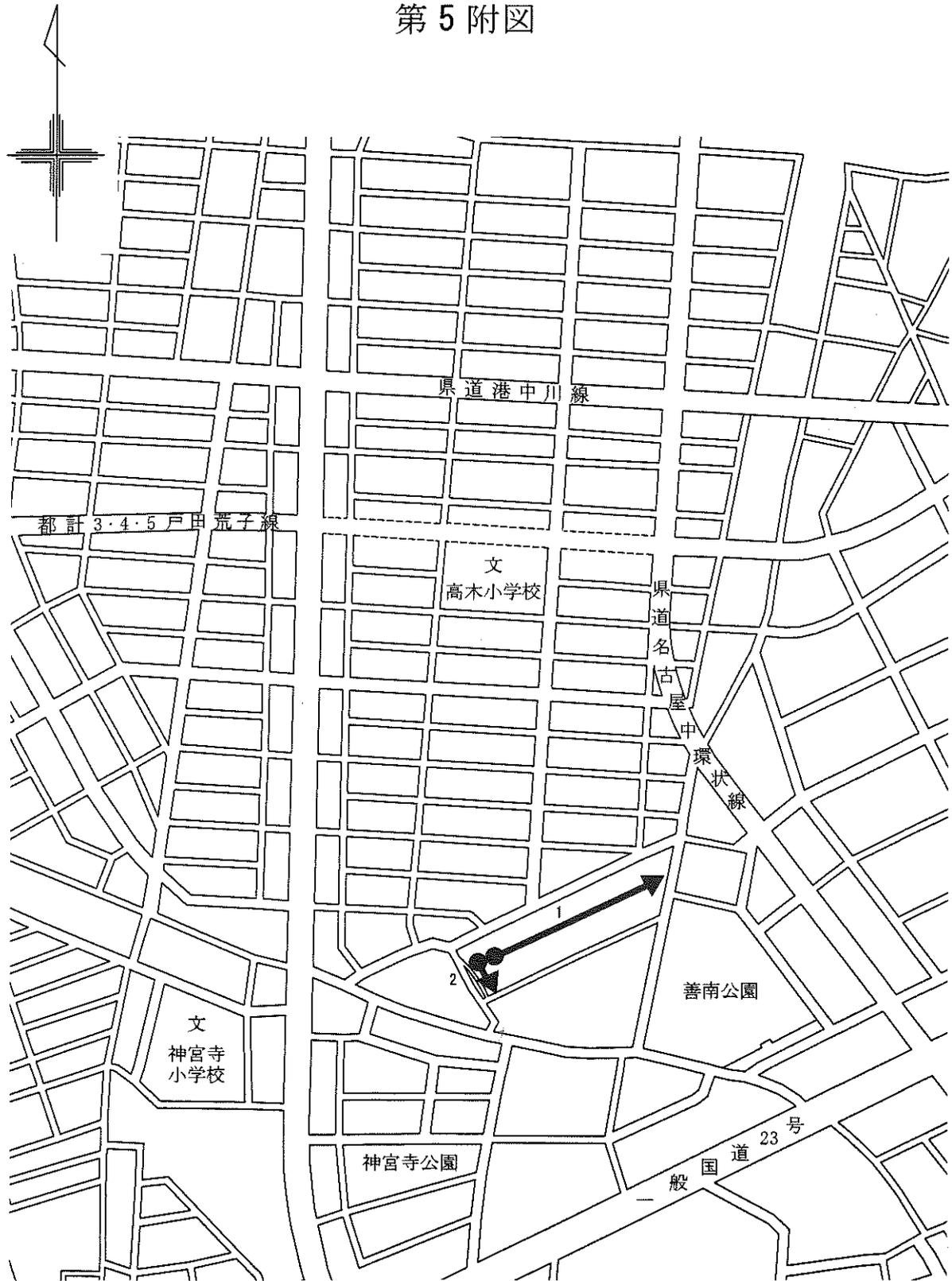
凡例



市道に認定する路線



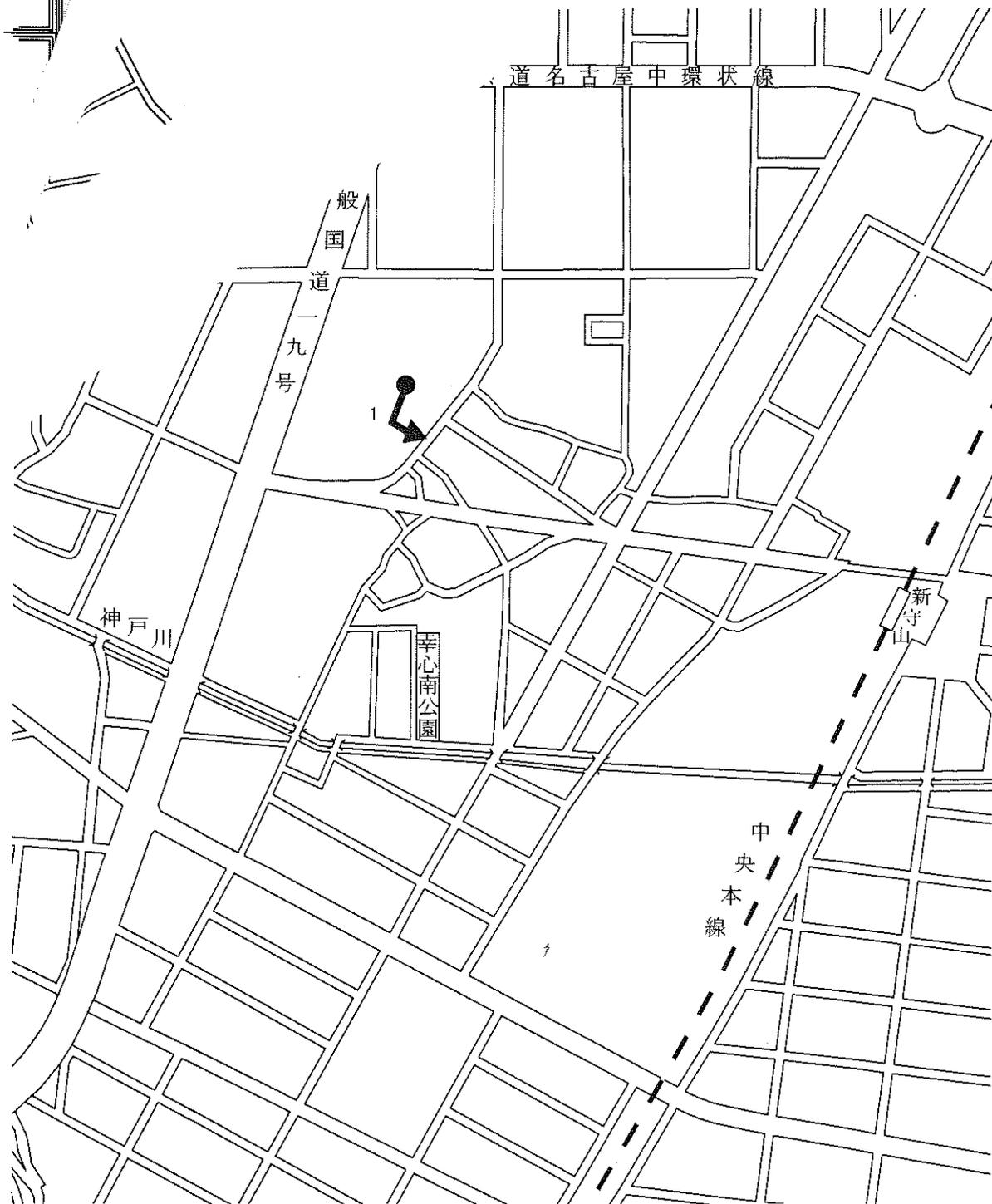
第5附図



凡例

 廃止する路線

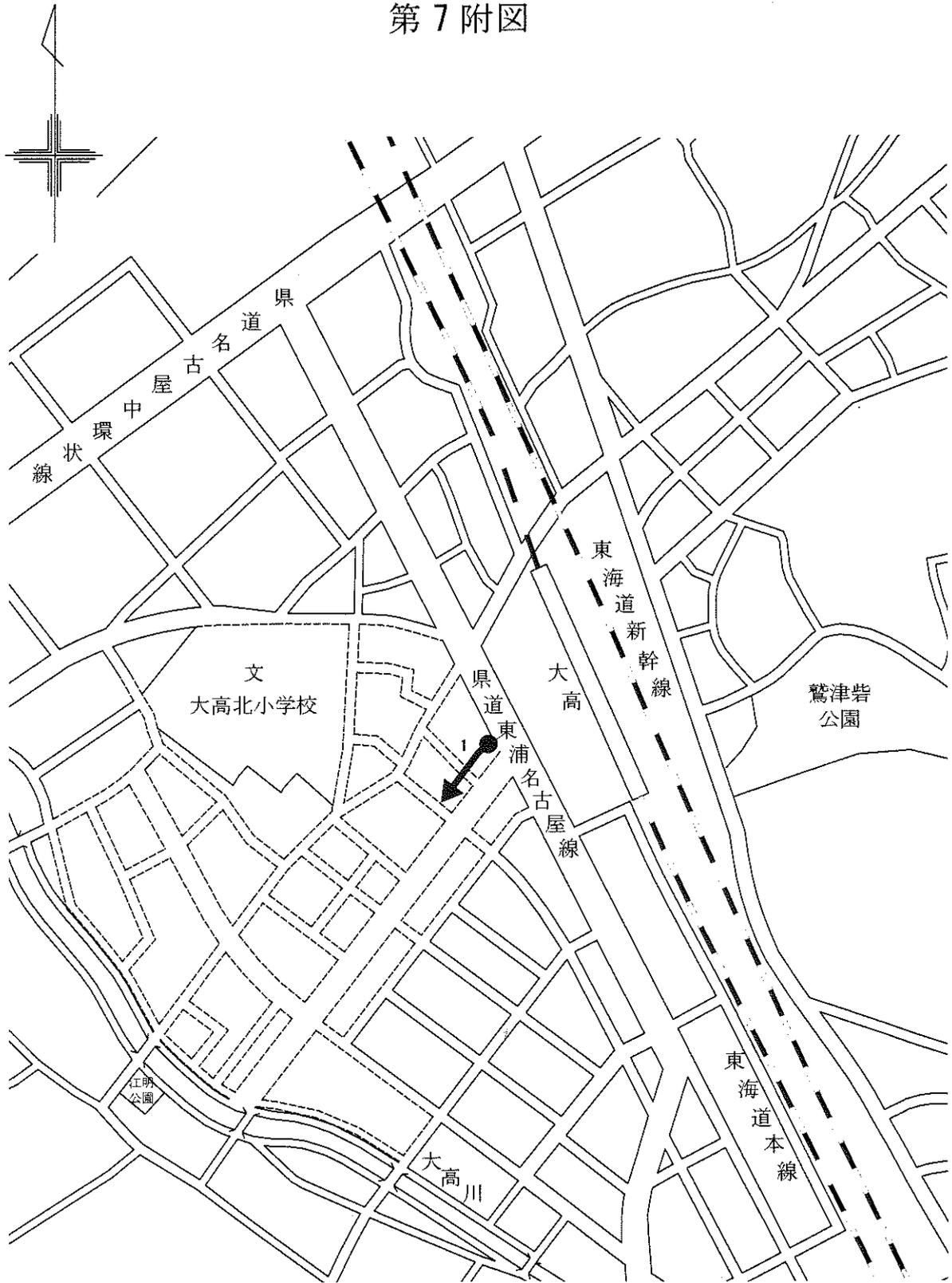
第6附図



凡例

 廃止する路線

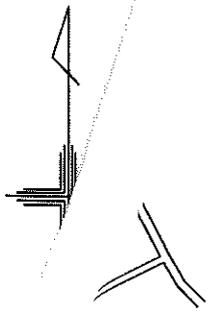
第7附図



凡例

 廃止する路線

附図



凡例

●---▶ 一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。